

平成26年より 証券税制が 変わります！

- 1 日本版ISA口座で購入した上場株式等の売買益及び配当金が**非課税**^(注1)になります。
- 2 上場株式等の売買益及び配当金に対する税率が**20%**^(注2)になります。

今後の証券税制のイメージ



(注1) 平成26年1月1日以降、各年の1月1日時点において20歳以上の方は日本版ISA口座を開設できますが、この日本版ISA口座では年間100万円の範囲で上場株式等を購入でき、その上場株式等の売買益や配当等が5年間非課税となります。

(注2) 復興特別所得税は考慮していません。

(注3) 上場ETF・REITの売買益や分配金、公募株式投資信託の普通分配金や解約・償還益を含みます。